

○福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則

令和六年五月二十八日

福島県規則第五十五号

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和六年福島県条例第一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(安全基準)

第二条 条例第七条第一項の安全基準は、別表第一及び別表第二の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

(土砂等の埋立て等の許可を要しない者)

第三条 条例第九条第三号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十条第一項の規定により認可された土地改良区又は同法第七十七条第二項の規定により認可された土地改良事業団体連合会
- 二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）に基づき設立された地方住宅供給公社
- 三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）に基づき設立された地方道路公社
- 四 日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）に基づき設立された地方共同法人日本下水道事業団
- 五 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項の規定により設立された土地開発公社
- 六 東日本高速道路株式会社
- 七 公益財団法人福島県農業振興公社（昭和四十年四月一日に財団法人福島県農業開発機械公社という名称で設立された法人をいう。）
- 八 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
- 九 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人
- 十 前各号に掲げる者のほか、国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人であって、土砂等の埋立て等について、国又

は地方公共団体と同等以上に災害の発生を防止することができる者として知事が認めるもの

(許可を要しない法令等に基づく処分による土砂等の埋立て等)

第四条 条例第九条第四号の規則で定めるものは、次に掲げる処分による土砂等の埋立て等とする。

- 一 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の許可
- 二 土地改良法第九十五条第一項の認可
- 三 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第一項の許可
- 四 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の許可
- 五 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の認可
- 六 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十四条の承認又は同法第三十二条第一項若しくは第九十一条第一項の許可
- 七 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項又は第五条第一項の許可
- 八 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第六条第一項の許可
- 九 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第七条第一項、第八条第一項若しくは第三十七条の五の許可又は第十三条第一項の承認
- 十 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十八条第一項の許可
- 十一 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号。以下「盛土規制法」という。）第十二条第一項又は第三十条第一項の許可
- 十二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十条の承認又は第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項若しくは第五十八条の六第一項の許可
- 十三 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の認可
- 十四 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可
- 十五 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第一項の許可
- 十六 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十五条の二第一項の許可
- 十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第六項（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）

第二条の三第一項第一号で一般廃棄物処分業の許可を要しない者と規定される市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者を含む。）若しくは第十四条第六項の許可又は同法第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の許可（最終処分場に係る許可に限る。）

十八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十条第一項の許可

十九 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項又は第二十三条第一項の許可

二十 福島県港湾管理条例（昭和三十一年福島県条例第七十二号）第三条第四項の許可

二十一 福島県漁港管理条例（昭和三十二年福島県条例第三十二号）第十二条第一項の許可

二十二 福島県砂防指定地等管理条例（平成十五年福島県条例第四十三号）第四条第一項の許可

（許可を要しない土砂等の埋立て等）

第五条 条例第九条第六号の規則で定める土砂等の埋立て等は、次に掲げる土砂等の埋立て等とする。

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項に規定する開発行為に係るもの又は第三十四条第二項（第四十四条において準用する場合を含む。）に規定する土地の形質を変更する行為に係るもの

二 スtockヤード運営事業者登録規程（令和五年国土交通省告示第百五十七号）第三条第一項の登録を受けて行うStockヤード運営事業に係るもの

三 公共工事建設発生土の民間受入について知事の定める基準による登録を受けた土地で行うもの

四 運動場、駐車場、農地その他の施設の機能を維持するために行うもの

五 土砂等の埋立て等の高さ（土砂等の埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂等の埋立て等によって生じる地盤面の最も高い地点との垂直距離をいう。以下同じ。）が三十センチメートル以下のもの

六 陶器、ガラスその他の製品を改造し、又は加工するための原材料（土砂等の性質を改良するための原材料を除く。）としての土砂等のみを用いて行うもの

七 土壌汚染対策法第六条第一項又は第十一条第一項の規定により指定された土地の区

域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂等の埋立て等に係るもの

- 八 福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例（平成十五年福島県条例第十七号）
第四十五条に基づき実施される汚染土壌の処分に係るもの
（周辺の住民に対する周知の方法）

第六条 条例第十一条の規定による周知の方法は、埋立て等区域の周辺の住宅の配置の状況等を勘案し、次に掲げる方法のうちいずれか又はそれらを組み合わせたものとする。

- 一 日時及び場所をあらかじめ指定して行う説明会
- 二 戸別訪問による説明
- 三 土砂等の埋立て等の概要を記載した文書の自治会等が設置する掲示板その他公衆の見やすい場所への掲示又は当該文書の回覧
- 四 その他土砂等の埋立て等の概要を周知するための適切な方法
（許可の申請書）

第七条 条例第十二条第一項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）
- 二 申請者が法人である場合にあっては、条例第十三条第一号ウに規定する役員（以下「役員」という。）の住民票の写し
- 三 申請者が条例第十三条第一号キに規定する未成年者（以下「未成年者」という。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
- 四 申請者に条例第十三条第一号ク及びケに規定する使用人（以下「使用人」という。）がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- 五 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）
- 六 申請者が条例第十三条第一項第一号アからケまでに該当しないことを誓約する書類
- 七 埋立て等区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- 八 埋立て等区域の現況平面図及び現況断面図
- 九 埋立て等区域の測量図及び求積図
- 十 埋立て等区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図

- 十一 埋立て等区域の流域図
 - 十二 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の予定量の計算書
 - 十三 土砂等の埋立て等の構造について安定計算を行った場合にあっては、安定計算書
 - 十四 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
 - 十五 排水施設の流出量算定及び断面算定を記載した計算書並びにこれらの算定の根拠を記載した書類
 - 十六 排水施設の平面図及び断面図
 - 十七 土砂等の埋立て等が行われている間における、土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために講ずる措置を明らかにした書類
 - 十八 土砂等の埋立て等の施行に要する経費に係る資金を調達する方法を記載した書類及び次のアからエまでに掲げる書類
 - ア 法人にあっては、直近の事業年度の法人税及び法人事業税の滞納がないことを証する書類、確定申告書の写し並びに財務諸表（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類をいう。）
 - イ 個人にあっては、前年の所得税及び個人事業税の滞納がないことを証する書類並びに確定申告書の写し
 - ウ 資金を自己資金で調達する場合にあっては、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類
 - エ 資金を借入金で調達する場合にあっては、金融機関の融資を証明する書類
 - 十九 申請者が埋立て等区域の土地の所有者でない場合にあっては、条例第十条第一項に規定する同意を得たことを証する書類
 - 二十 その他知事が必要と認める書類
- 2 条例第十二条第一項第九号及び同条第二項第三号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 申請者が法人である場合にあっては、その役員の氏名及び住所
 - 二 申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地並びに役員の氏名及び住所）
 - 三 申請者に使用人がある場合にあっては、その者の氏名及び住所
 - 四 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株

主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名及び住所（これらの者が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額

3 条例第十二条第二項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第一項第一号から第十一号まで及び第十五号から第十九号までに掲げる書類
- 二 土砂等の堆積が最大となった場合の埋立て等区域の平面図及び断面図
- 三 その他知事が必要と認める書類

（不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者）

第八条 条例第十三条第一号オの規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 森林法、農地法、地すべり等防止法、盛土規制法、都市計画法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律、福島県砂防指定地等管理条例、この条例又は市町村が定めた土砂等の埋立て等の規制に関する条例の規定に違反して二回以上罰金以上の刑に処せられ、その最後に処せられた刑の前の刑に処せられた日から十年を経過しない者

- 二 条例第二十九条第一項（同項第四号及び第五号に係る部分を除く。）の規定により二回以上許可を取り消され、その最後の取消しの日から三年を経過せず、かつ、当該取消しの前の取消しの日から十年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの処分に係る福島県行政手続条例（平成七年福島県条例第五十五号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。）

- 三 県の区域において、次に掲げる処分を受けた日から三年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）

ア 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二十九条の規定による処分

イ 森林法第十条の三、第十条の九第三項若しくは第四項、第十六条又は第三十八条第二項の規定による処分

ウ 農地法第五十一条第一項の規定による処分

エ 地すべり等防止法第二十一条第一項の規定による処分

オ 盛土規制法第二十条第一項又は第三十九条第一項の規定による処分

- カ 都市計画法第八十一条第一項の規定による処分
 - キ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第八条第一項の規定による処分
 - ク 農業振興地域の整備に関する法律第十五条の三の規定による処分
 - ケ 条例第二十八条又は第二十九条第一項の規定による処分(同項の規定による許可の取消処分を除く。)
 - コ 市町村が定めた土砂等の埋立て等の規制に関する条例の規定に基づく処分
- 四 県の区域において、二回以上次に掲げる処分を受け、その最後に受けた処分の前の処分を受けた日から三年を経過しない者
- ア 漁港及び漁場の整備等に関する法律第三十九条の二第一項の規定による処分
 - イ 港湾法第五十六条の四第一項の規定による処分
 - ウ 採石法第三十二条の十、第三十三条の九、第三十三条の十二又は第三十三条の十三の規定による処分
 - エ 都市公園法第二十七条第一項の規定による処分
 - オ 海岸法第十二条第一項の規定による処分
 - カ 河川法第七十五条第一項の規定による処分
 - キ 砂利採取法第十二条第一項、第二十三条第二項又は第二十六条の規定による処分
 - ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条の三、第七条の四、第九条の二第一項、第九条の二の二第一項若しくは第二項、第十四条の三(第十四条の六において準用する場合を含む。)、第十四条の三の二第一項若しくは第二項(第十四条の六において準用する場合を含む。)、第十五条の二の七、第十五条の三、第十九条の三、第十九条の四第一項(第十九条の十において準用する場合を含む。)、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項、第十九条の六第一項又は第十九条の十一第一項の規定による処分
 - ケ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第二十一条第一項の規定による処分
 - コ 土壤汚染対策法第二十五条の規定による処分
 - サ 福島県漁港管理条例第十五条の規定による処分
 - シ 福島県都市公園条例(昭和五十四年福島県条例第二十号)第十三条第一項の規定による処分
- 五 県の区域外において、都道府県及び市町村が定めた土砂等の埋立て等の規制に関する条例の規定に基づく処分を受けた日から三年を経過しない者(当該処分による義務を履

行した者を除く。)

(使用人)

第九条 条例第十三条第一号ク及びケの規則で定める使用人は、申請者の使用人であって、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、土砂等の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
(形状及び構造上の基準)

第十条 条例第十三条第四号の規則で定める基準は、盛土規制法第十三条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「宅地造成等工事規制区域内」とあるのは「埋立て等区域内」と、「宅地造成等に関する工事（前条第一項ただし書」とあるのは「土砂等の埋立て等に関する工事(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和三十七年政令第十六号。以下「盛土規制法施行令」という。)第五条」と、「政令（その政令で都道府県の規則に委任した事項に関しては、その規則を含む。）」とあるのは「盛土規制法施行令第七条から第十九条まで並びに福島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(昭和四十四年福島県規則第二十一号)第十条及び第二十四条」と、「擁壁、排水施設その他の政令で定める施設（以下「擁壁等」という。）の設置その他宅地造成等」とあるのは「盛土規制法施行令第六条に規定する施設の設置その他土砂等の埋め立て等」とする。

(変更許可の申請等)

第十一条 条例第十四条第一項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の変更
- 二 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量の変更(当該土砂等の量を減少させるものに限る。)
- 三 土砂等の埋立て等を行う期間の変更（当該期間を短縮させるものに限る。)
- 四 管理責任者の氏名の変更
- 五 土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置として設置した排水施設その他の施設の構造の変更（当該施設の機能を高めるものに限る。)
- 六 第七条第二項各号に掲げる事項の変更
- 七 前各号に掲げるもののほか、土砂等の埋立て等の施行に支障がないと知事が認める変更

2 条例第十四条第二項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第七条第一項各号（第十九号を除く。）又は同条第三項第二号若しくは第三号に掲げる書類のうち変更許可を受けようとする内容に係るもの
- 二 変更許可を受けようとする者が埋立て等区域の土地の所有者でない場合にあつては、条例第十条第二項に規定する同意を得たことを証する書類

3 条例第十四条第二項第三号の規則で定める事項は、第七条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 許可年月日及び許可番号
- 二 埋立て等区域の位置
- 三 変更の理由

4 条例第十四条第四項の規定による届出には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 許可年月日及び許可番号
- 三 埋立て等区域の位置
- 四 変更の内容
- 五 変更の理由

5 前項の届出には、第七条第一項各号（第十九号を除く。）又は同条第三項第二号若しくは第三号に掲げる書類のうち軽微な変更をした内容に係るものを添えて、届け出なければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第十二条 条例第十六条、第十八条及び第二十条の規定による土砂等の搬入の届出には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 許可年月日及び許可番号
- 三 埋立て等区域の位置
- 四 土砂等の埋立て等の期間
- 五 事業に係る区分
- 六 搬入する土砂等の採取場所並びに採取元事業者名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先
- 七 土砂等の採取場所の工事名等

- 八 土砂等の搬入予定量
 - 九 土砂等の搬入予定期間
 - 十 土砂等の運搬事業者名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
 - 十一 管理責任者の氏名及び連絡先
- 2 条例第十六条、第十八条及び第二十条の規定による当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証するために必要な書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 採取元工事等施工場所
 - 三 採取元工事発注者及び連絡先
 - 四 採取元工事等名称
 - 五 採取元工事等に係る土砂等採取総量
 - 六 今回の証明に係る土砂等の量
 - 七 採取元工事施工期間
 - 八 採取土砂等の土壌分析結果証明書
 - 九 採取土砂等の区分
 - 十 現場責任者の氏名及び連絡先
- 3 条例第十六条、第十八条及び第二十条の規定による当該土砂等が安全基準に適合しているかどうかを確認するために必要な書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 計量証明書（計量法（平成四年法律第五十一号）第百十条の二第一項の規定による証明書をいう。以下同じ。）の発行番号等
 - 三 報告区分
 - 四 採取年月日
 - 五 採取日の天候
 - 六 土砂等の採取場所
 - 七 担当者の氏名及び連絡先
- 4 第一項の届出には、搬入する土砂等に係る計量証明書、当該計量証明書を作成するための検査試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図、土砂等の採取場所の現場写真、事業に係る許可証の写し及び前二項の書面を添付しなければならない。
- 5 前項の搬入する土砂等に係る計量証明書を作成するために行う当該土砂等の分析は、そ

れぞれ別表第一及び別表第二に掲げる項目ごとに、同表備考に掲げる測定方法により行わなければならない。

6 第一項の届出は、搬入する土砂等の量が五千立方メートルまでごとに、土砂等の搬入を開始する日の十四日前までに行わなければならない。

7 採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等について、次に掲げる事項が記載された書面を提出する場合は、当該書面をもって第三項の書面に代えることができる。この場合においては、第四項に規定する書面のうち、搬入する土砂等に係る計量証明書、当該計量証明書を作成するための検査試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図及び土砂等の採取場所の現場写真の添付は要しない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 認可採取場所所在地

三 採取計画認可番号

四 認可期間

五 認可採取量

六 埋立て等区域の位置

七 売渡し又は譲渡しの土量

八 売渡し又は譲渡しの期間

8 前項の届出には、採石法、砂利採取法その他の法令等に基づき許認可等を受けたことを証する書類を添付しなければならない。

（土壌検査の方法）

第十三条 条例第十七条第一項、第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定による土壌検査は、条例第九条の許可に係る土地の埋立て等、盛土規制法第十二条第一項の許可に係る宅地造成等に関する工事又は同法第三十条第一項の許可に係る特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事に係る土砂等の搬入を開始した日から六月を経過する日までごとに、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 土壌検査は、条例第九条の許可に係る区域、盛土規制法第十二条第一項の許可に係る区域又は同法第三十条第一項の許可に係る区域を三千平方メートル以内の区域に等分して行うこと。

二 土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、別表第一及び別表第二の項目の欄に掲げる項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所

において行うこと。

三 土壌検査は、前号の規定により採取した試料について、それぞれ別表第一及び別表第二に掲げる項目ごとに、同表備考に掲げる測定方法により行うこと。

2 盛土規制法第十二条第一項の許可に係る宅地造成等に関する工事又は同法第三十条第一項の許可に係る特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事が一時堆積事業である場合にあっては、条例第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定による土壌検査は、前項の規定にかかわらず、同法第十二条第一項の許可に係る宅地造成等に関する工事又は同法第三十条第一項の許可に係る特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事に係る土砂等の搬入を開始した日から三月を経過する日までごとに、前項各号に掲げる方法により行わなければならない。

3 条例第十七条第二項、第十九条第二項及び第二十一条第二項の規定による土壌検査は、第一項各号に掲げる方法により行わなければならない。

4 第一項及び第二項の土壌検査は、土壌検査の必要がないと知事が認める場合は、省略することができる。

(土壌検査の報告)

第十四条 条例第十七条第三項、第十九条第三項及び第二十一条第三項の規定による報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 許可年月日及び許可番号

三 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量

四 埋立て等区域の位置

五 土砂等の埋立て等の期間

六 土砂等の搬入開始日

七 土砂等の採取場所

八 土壌検査分析結果証明書

九 管理責任者の氏名及び連絡先

2 前項の報告には、採取した試料ごとに第十二条第三項の規定を準用し作成した検査試料採取調書、計量証明書、当該計量証明書を作成するための検査試料を採取した地点を明らかにした土砂等の採取場所の平面図及び土砂等の採取場所の現場写真を添付しなければならない。

3 第一項の報告は、条例第九条の許可に係る土地の埋立て等、盛土規制法第十二条第一項

の許可に係る宅地造成等に関する工事又は同法第三十条第一項の許可に係る特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事に係る土砂等の搬入を開始した日から六月ごとに当該六月を経過した日から一月を経過する日まで(条例第二十五条第一項の規定による完了又は廃止の届出を行った場合にあっては、知事が別に指定する日まで)に行わなければならない。

- 4 盛土規制法第十二条第一項の許可に係る宅地造成等に関する工事又は同法第三十条第一項の許可に係る特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事が一時堆積事業である場合にあっては、条例第十九条第三項及び第二十一条第三項の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、同法第十二条第一項の許可に係る宅地造成等に関する工事又は同法第三十条第一項の許可に係る特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事に係る土砂等の搬入を開始した日から三月ごとに当該三月を経過した日から一月を経過する日まで(条例第二十五条第一項の規定による完了又は廃止の届出を行った場合にあっては、知事が別に指定する日まで)に行わなければならない。

(標識に記載する事項等)

第十五条 条例第二十三条第一項に規定する標識は、様式第二号のとおりとする。

- 2 条例第二十三条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 許可年月日、許可番号及び許可をした者
- 二 許可を受けた者の住所（法人にあっては、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先
- 三 埋立て等区域の位置及び土砂等の埋立て等を行う土地の面積
- 四 一時堆積以外の場合にあっては、土砂等の埋立て等の期間
- 五 管理責任者の氏名及び連絡先
- 六 埋立て等区域を管轄する機関の名称、住所及び連絡先

(土砂等管理台帳)

第十六条 条例第二十四条第一項に規定する土砂等管理台帳は、様式第六号のとおりとする。

- 2 条例第二十四条第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 許可を受けた者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）
- 二 許可年月日及び許可番号
- 三 埋立て等区域の位置及び土砂等の埋立て等を行う土地の面積
- 四 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量（一時堆積の場合にあっては、年間の土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量）

- 五 一時堆積以外の場合にあっては、土砂等の埋立て等の期間
 - 六 搬入された土砂等の発生場所
 - 七 搬入された土砂等を発生させた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 3 条例第二十四条第一項に規定する土砂等管理台帳には、毎月末日までに、当該月における前項各号に掲げる事項を記載しておかなければならない。
- （土砂等の埋立て等に使用された土砂等の量の報告）
- 第十七条 条例第二十四条第二項の規定による報告（以下この条において「報告」という。）（条例第九条の許可に係る土砂等の埋立て等が一時堆積である場合を除く。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 許可年月日及び許可番号
 - 三 埋立て等区域の位置及び土砂等の埋立て等を行う土地の面積
 - 四 土砂等の埋立て等に使用する土砂等の量
 - 五 土砂等の埋立て等の期間
 - 六 報告に係る期間
 - 七 報告に係る期間の前日までに使用された土砂等の量の累計
 - 八 報告に係る期間中に使用された土砂等の量
 - 九 報告に係る期間を経過した時点までに使用された土砂等の量の累計
- 2 報告（条例第九条の許可に係る土砂等の埋立て等が一時堆積である場合に限る。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 前項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項
 - 二 年間の土砂等の埋立て等に使用する土砂等の搬入及び搬出の予定量
 - 三 報告に係る期間の前日までに搬入及び搬出された土砂等の量の累計
 - 四 報告に係る期間中に搬入及び搬出された土砂等の量
 - 五 報告に係る期間を経過した時点までに搬入及び搬出された土砂等の量の累計
- 3 前二項の報告書には、条例第二十四条第一項に規定する土砂等管理台帳の写しを添付しなければならない。
- 4 報告は、次の各号に掲げる期間に係る土砂等の埋立て等について、当該各号に定める期日までに行うものとする。
- 一 土砂等の埋立て等に着手した日後、毎年、四月から九月までの間 十月末日

- 二 土砂等の埋立て等に着手した日後、毎年、十月から翌年三月までの間 翌年四月末日
 - 三 直近の報告から土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときまでの間 条例第二十五条第一項の規定による届出の日
- (土砂等の埋立て等の完了の届出等)

第十八条 条例第二十五条第一項の規定による完了又は廃止の届出には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 許可年月日及び許可番号
 - 三 埋立て等区域の位置及び土砂等の埋立て等を行った土地の面積
 - 四 土砂等の埋立て等の期間
 - 五 土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止した年月日
 - 六 土砂等の埋立て等を行った土地及び土砂等の堆積の形状
 - 七 土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を講じている場合に
あつては、その内容
- (譲受け許可の申請)

第十九条 条例第二十六条第二項の規定による申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第七条第一項第一号から第六号まで及び第十八号に掲げる書類
- 二 譲受け許可を受けようとする者が埋立て等区域の土地の所有者でない場合にあって
は、条例第十条第三項に規定する同意を得たことを証する書類
- 三 譲受けの事実を証する書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 条例第二十六条第二項第四号の規則で定める事項は、第七条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 埋立て等区域の位置
 - 二 土砂等の埋立て等を行う土地の面積(既に土砂等の埋立て等が行われた土地の面積を含む。)
 - 三 管理責任者の氏名
 - 四 譲受けの理由
- (地位の承継の届出書)

第二十条 条例第二十七条第二項の規定による届出書には、次に掲げる書類を添付しなければ

ばならない。この場合において、第七条第一項の規定の適用については、同項第一号から第六号までの規定中「申請者」とあるのは、「条例第二十七条第二項の規定による届出を行う者」と読み替えるものとする。

- 一 第七条第一項第一号から第六号まで及び第十八号に掲げる書類
- 二 承継の事実を証する書類
- 三 その他知事が必要と認める書類

2 条例第二十七条第二項第四号の規則で定める事項は、第七条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。

- 一 埋立て等区域の位置
- 二 土砂等の埋立て等を行う土地の面積(既に土砂等の埋立て等が行われた土地の面積を含む。)
- 三 管理責任者の氏名
- 四 承継の理由
(身分証明書)

第二十一条 条例第三十二条第二項に規定する証明書は、様式第三号のとおりとする。

(委任)

第二十二条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和六年六月一日から施行する。

(宅地造成等規制法の一部改正に伴う経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号)の規定による許可等の処分又は罰則(以下「処分等の行為」という。)を受けた者については、改正法による改正後の盛土規制法の相当規定による処分等の行為を受けた者とみなしてこの規則の規定を適用する。

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和七年八月一日から施行する。

別表第一

項目	土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量に関する基準
カドミウム及びその化合物	検液 1 リットルにつきカドミウム 0.003 ミリグラム以下
六価クロム化合物	検液 1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム以下
クロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
水銀及びその化合物	検液 1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム以下
水銀及びその化合物のうちアルキル水銀	検液中にアルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物	検液 1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
鉛及びその化合物	検液 1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム以下
砒素及びその化合物	検液 1 リットルにつき砒素 0.01 ミリグラム以下
ふっ素及びその化合物	検液 1 リットルにつきふっ素 0.8 ミリグラム以下
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと
有機りん化合物	検液中に検出されないこと
1,4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下

備考 分析方法は、1,4-ジオキサンについては、土壤の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）に定める方法、それ以外の項目については、土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 6 条第 3 項第 4 号に規定する環境大臣が定める方法とする。

別表第二

項目	土砂等に含まれる物質の量に関する基準
カドミウム及びその化合物	土壌 1 キログラムにつきカドミウム 45 ミリグラム以下
六価クロム化合物	土壌 1 キログラムにつき六価クロム 250 ミリグラム以下
シアン化合物	土壌 1 キログラムにつき遊離シアン 50 ミリグラム以下
水銀及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき水銀 15 ミリグラム以下
セレン及びその化合物	土壌 1 キログラムにつきセレン 150 ミリグラム以下
鉛及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき鉛 150 ミリグラム以下
砒素及びその化合物	土壌 1 キログラムにつき砒素 150 ミリグラム以下 なお、土砂等の埋立て等を行う土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土壌 1 キログラムにつき砒素 15 ミリグラム未満
ふっ素及びその化合物	土壌 1 キログラムにつきふっ素 4,000 ミリグラム以下
ほう素及びその化合物	土壌 1 キログラムにつきほう素 4,000 ミリグラム以下
銅	土砂等の埋立て等を行う土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土壌 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満

備考 分析方法は、銅及び土砂等の埋立て等を行う土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合の砒素については、土壌の汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 46 号）に定める方法、それ以外の項目については、土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 6 条第 4 項第 2 号に規定する環境大臣が定める方法とする。

様式第 1 号（第 15 条関係）

		90 センチメートル以上	
90 セ ン チ メ ー ト ル 以 上	福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可標識		
	許可を受けた者	氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）	
		住所（法人にあつては、 主たる事務所の所在地）	
		連絡先	
	許可の内容	許可年月日	
		許可番号	
		許可をした者	
		埋立て等区域の位置	
		土砂等の埋立て等を行う 土地の面積	
		土砂等の埋立て等の期間	
		管理責任者の氏名	
		管理責任者の連絡先	
	埋立て等区域を 管轄する機関	名称	
		住所	
連絡先			

様式第2号（その1）（第16条関係）

土砂等管理台帳（ 年 月）

許可を受けた者の氏名 （法人にあっては、その名称 及び代表者の氏名）	
許可年月日	
許可番号	
埋立て等区域の位置	
土砂等の埋立て等を行う 土地の面積	
土砂等の埋立て等に使用する 土砂等の量	
土砂等の埋立て等の期間	

土砂等の発生場所		土砂等を発生させた者の氏名 （法人にあっては、その名称 及び代表者の氏名）	土砂等を発生させた者の住所 （法人にあっては、主たる事務所の 所在地）
A			
B			
C			
D			

前月までの累計の搬入量		m ³			
当月分		土砂等の発生場所の内訳			
日付	一日当たりの 土砂等の搬入量	発生場所 A	発生場所 B	発生場所 C	発生場所 D
当月計					
累計					

様式第2号（その2）（第16条関係）

土砂等管理台帳（一時堆積）（ 年 月）

許可を受けた者の氏名 （法人にあっては、その名称 及び代表者の氏名）	
許可年月日	
許可番号	
埋立て等区域の位置	
土砂等の埋立て等を行う土地 の面積	
年間の土砂等の埋立て等に使用 する土砂等の搬入及び搬出 の予定量	

土砂等の発生場所		土砂等を発生させた者の氏名 （法人にあっては、その名称 及び代表者の氏名）	土砂等を発生させた者の住所 （法人にあっては、主たる事務所 の所在地）
A			
B			
C			
D			

前月までの累計の搬入量・搬出量			搬入量		m ³	搬出量		m ³
当月搬入量		土砂等の発生場所の内訳				当月搬出量		
日付	一日当たりの 土砂等の搬入量	発生場所 A	発生場所 B	発生場所 C	発生場所 D	一日当たりの 土砂等の搬出量		
当月計								
累計								

様式第 3 号(第21条関係)

(表面)

第 号	所 属 職・氏名	64 ミ リ メ ー ト ル ↓
写 真	上記の者は、福島県土砂等の埋立て等の 規制に関する条例第32条第 1 項の規定によ り、立入検査等を行うことができる者であ ることを証明します。	
	年 月 日 交付	
福島県知事		印

91 ミリメートル

(裏面)

福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例 抄
(立入検査等)
第32条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の 埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土砂等の埋立て等に関係のある場所 に立ち入り、土砂等管理台帳その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに 必要な限度において土砂等が無償で収去させ、又は関係者に質問させることが できる。
2 前項の規定により土砂等の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土砂等 の埋立て等に関係のある場所に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明 書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。